掲載内容

第１章　総則的規定

[1] 消費者保護規定の適用を排除する条項
[2] 解釈について疑義の生ずる不明確な条項（会員資格取消し条項を例として）
[3] サルベージ条項（「関連法令に反しない限り」のような留保文言のある条項）
[4] 約款を変更した場合に変更後の約款に拘束される旨の条項
[5] 消費者の住所地から離れた裁判所に専属的合意管轄を定める条項
[6] 契約の準拠法を外国法とする条項・合意管轄地を外国の裁判所とする条項

第２章　契約の成立・更新

[7] 立証責任を消費者に負担させる条項
[8] 意思表示があったものとみなす条項
[9] 法定代理人の同意があったものとみなす条項
[10] 建物賃貸借契約の更新料条項
[11] 自社提供サービスにかかる情報の正確性についていかなる保証も行わない旨の条項
[12] 分譲地管理契約の自動更新条項
[13] サブスクリプション契約（定期購入契約）で無料契約から自動的に有料契約に切り替わる旨の条項

第３章　権利の譲渡

[14] 営利目的の有無を問わず、チケットの譲渡を禁止する条項

第４章　事業者の損害賠償責任等の免責

[15] 当事者双方に帰責事由のない配送中の商品損傷等のリスク負担に関する条項
[16] 消費者契約法８条１項、２項に反する条項
[17] スポーツジムでの事故・盗難等で事業者の免責を定める条項
[18] ペットの売買契約における売主の免責条項
[19] 士業等との委任契約における責任制限条項
[20] 宿泊客の携帯品紛失とホテルの責任制限条項
[21] 契約不適合責任の通知期間を短縮する条項
[22] サービスの終了に係る免責を定める条項
[23] デジタルプラットフォーム提供者の免責条項
[24] 解除権を放棄させる条項
[25] 解約方法を限定する条項
[26] 継続的契約の中途解約を制限する条項

第５章　解除・中途解約・返品

[27] 通信販売における返品条項
[28] 資格試験講座において、２つ以上の講座がセットになっている講座については、いずれか一方だけを解約することは認められていない旨の条項
[29] サブリース契約において正当事由がなければ所有者の側から解約できない旨の条項
[30] 消費者の後見開始等、破産・民事再生の申立てを理由とする契約解除条項
[31] 保険契約における無催告失効条項
[32] 不動産賃貸借における保証会社の権限を拡大する条項

第６章　解約料・違約金

[33] 契約が解約された場合に消費者が支払うべき違約金、キャンセル料、解約料等の額を定める条項
[34] 士業の受任者の責めによらない事由により契約が解約された場合、委任者に対し、契約に定める報酬の全額を請求することができるものとする条項
[35] 特定商取引法が適用される場合（訪問販売等）の解約料条項
[36] 金銭の支払の遅滞に対して年率14.6%以上の損害金を請求する条項
[37] 消費者の損害賠償責任を加重する条項

第７章　契約の終了

[38] 宅地建物取引の違約金条項
[39] 通常損耗等補修特約条項
[40] 残置物の所有権放棄条項
[41] 契約終了後に明渡しが遅滞した場合の損害賠償額の予定を定める条項
[42] 相続開始を理由にローンの全額返済を求める条項

●内容を一部変更することがありますので、ご了承ください。

新日本法規出版株式会社

本　　社　〒460-0011
総轄本部　名古屋市中区大須4-1-65

東京本社　〒162-8407
東京都新宿区市谷砂土原町2-6

(2026.3) 51003971

この印刷物は環境にやさしい「植物性大豆油インキ」を使用しています。

消費者取引における不当条項チェックポイント

ー不当性の検討と判断ー

編　集　　東京弁護士会 消費者問題特別委員会

☑その条項、「無効になるリスク」ありませんか？

◆全国の適格消費者団体が行った差止請求等から、近年問題になっている事例を厳選解説！

◆不当性の検討と判断で迷わないためのポイントを明快に解説！

◆消費者トラブルの最前線で活躍している弁護士が現場で培った知見をもとに執筆！

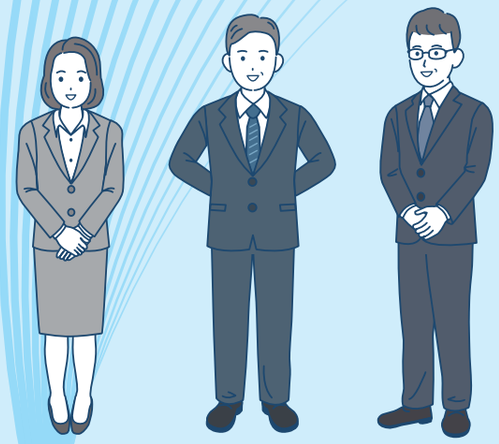

A5判・総頁276頁
定価4,950円（本体4,500円）送料410円
ISBN978-4-7882-9623-7

WEBサイトはコチラ

0120-089-339（通話料無料）
受付時間 9:00～12:00　13:00～16:30（土・日・祝日を除く）

WEBサイト　https://www.sn-hoki.co.jp/

電子書籍も新日本法規WEBサイトで発売!!
〈電子版〉定価 4,510円（本体4,100円）
※閲覧は、ストリーミング形式になりますので、インターネットへの接続環境が必要です。

会員登録はお済みですか？

-01- 会員限定の法令情報が読める
-02- 会員限定のサービスが受けられる
-03- ポイント・クーポンが利用できる

会員登録はこちら

総合法令情報企業として社会に貢献

新日本法規出版

プライバシーマーク 19001633

［３］　サルベージ条項（「関連法令に反しない限り」のような留保文言のある条項）

内容見本
(A5判縮小)

問題条項

（損害賠償責任）
第〇条
　弊社が顧客に対して負う損害賠償責任は、関連法令に反しない限り、〇万円を限度とする。

チェックポイント

□　サルベージ条項は、契約条項の明確化の要請（消費契約３①ー）の観点から、事業者は使用しないように努めるべきである。

□　事業者の損害賠償責任の一部を免除する条項（一部免責条項）に係るサルベージ条項は、消費者契約法８条３項により無効である。

□　損害賠償の免除条項以外のサルベージ条項も無効となる可能性がある。

定の留保文言を加えて、その条項の有効性を維持しようとする条項ともいえる。

（２）「関連法令に反しない限り」との留保文言のある本条項は、典型的なサルベージ条項である。すなわち、本条項は、事業者の損害賠償責任の限度額を設けて、それを超える責任を免除する条項（一部免責条項）であるが、本条項が事業者に故意又は重過失がある場合にまで適用されるとすると、本条項は本来全部無効である（消費契約８①二・四）。ところが、「関連法令に反しない限り」との留保文言を加えることにより、本条項の適用範囲を事業者に軽過失がある場合に限定することができれば、本条項はその限度で有効性が維持される（無効となるべき条項を「サルベージ（救助）」する。）。

しかしながら、「関連法令に反しない限り」といった留保文言では、いかなる範囲で本条項が有効なのか消費者にとって不明確であり、本来請求が可能である、事業者に故意又は重過失がある場合の損害賠償請求が抑制されかねない。

これがサルベージ条項の問題である。

２　消費者契約法３条１項１号及び同法８条３項

［13］　サブスクリプション契約（定期購入契約）で無料契約から自動的に有料契約に切り替わる旨の条項

問題条項

（自動更新）
第〇条
　無料期間終了後は自動的に有料プランに移行するものとする。

※　サブスクリプションの申込み（当初一定期間は無料）に際しての契約条項である。

チェックポイント

□　申込み段階で有料プランへの自動移行について明示しておらず、契約条項の記載のみをもって有料プランへ移行するとした場合、消費者契約法10条に該当して無効となる可能性がある。

□　通信販売の場合、特定商取引法により、広告や申込書面／最終確認画面に定期購入契約の具体的内容に関する表示が義務付けられている。

□　申込書面や最終確認画面における表示義務に違反し、消費者が誤認して申し込んだ場合、取消原因となり得る。

というものである。事業者としては、改めて有料プランの申込みを受けずとも契約を継続することができ、売上げの増加やコスト削減に繋がりやすいというニーズがあるものと思われる。

このような、無料期間経過後に自動的に有料契約へ移行する商品・サービスは近時比較的よく見られるものであり、その旨を定める本条項自体が直ちに問題となるものではない。

問題は、本条項のような契約条件が、単に利用規約に記載されているのみで、申込み時点において、消費者に対して具体的に説明されていなかった場合である。消費者にとっては、有料プランに関して事前の説明・表示が無く、認識していなかった場合においては、意図しないままに有料契約に切り替わることとなり、不測の損害を被ることになる。

そこで、本事例では、本条項が消費者に対して不意打ち的に有料プランに切り替わる形で働く場合の、消費者契約法及び特定商取引法上の問題について検討する。

［23］　デジタルプラットフォーム提供者の免責条項

問題条項

（免　責）
第〇条
　当サイトの利用に関連して、ユーザー間又はユーザーと第三者間でトラブルが発生した場合であっても、当社は一切の責任を負わないものとする。

チェックポイント

□　ユーザー間又はユーザーと第三者間のトラブルであっても、デジタルプラットフォーム提供者に債務不履行責任や不法行為責任が発生する場合は免責することができない。

□　デジタルプラットフォーム提供者は、信義則上、ユーザーに対し、欠陥のないシステムを構築してサービスを提供する義務を負う。

□　デジタルプラットフォーム提供者は、ユーザーの不正行為等を知った場合、合理的期間内にこれを是正する義務を負う。

［37］　消費者の損害賠償責任を加重する条項

問題条項

（会員の損害賠償責任）
第〇条　本クラブ内において、ビジターがその責めに帰すべき事由により、本クラブ又は第三者に損害を与えた場合には、同伴した会員が連帯して損害賠償責任を負うものとする。

チェックポイント

□　消費者の責任について定める条項の内容が、消費者の帰責性の有無や程度、結果発生との因果関係、責任の範囲などの観点から、民法等の任意規定の適用に比して加重されている場合、消費者契約法10条により無効となる可能性がある。